

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化への支援措置

(1) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事に係る財政措置を充実するとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震改修の上乗せ補助について、平成 28 年度以降も継続すること。

(2) 建築物の耐震化を円滑に推進するため、耐震対策緊急促進事業の期限を延長すること。

また、改正耐震改修促進法の運用に当たっては、都市自治体や建築物の所有者の実情等を十分に踏まえ、耐震診断結果の公表時期の弾力化を図ること。

2. 住民の安全を守る観点等から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に対する財政措置を充実するとともに、都市自治体が行う空き家等の有効活用に資する施策に対して積極的に支援すること。

3. 住宅新築資金等貸付助成事業への支援

(1) 住宅新築資金等貸付事業については、補助要件を緩和すること。

また、貸付事業を行った市町村の実態把握に努めるとともに、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。

(2) 住宅新築資金等貸付事業における償還業務について、償還指導等に係る住民情報及び資産情報等を円滑に取得できるよう関係法令を整備すること。

4. 民間賃貸住宅の空き部屋を有効活用するため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅の基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の支援策を講じること。